

令和7・8年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請
（測量・建設コンサルタント等）

提 出 の 手 引 き

令和8年5月11日現在

目 次	1	令和7・8年度の主な変更点・・・・・・・・・・	1 ページ
	2	申請できる方・・・・・・・・・・	2 ページ
	3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・・・	2 ページ
	4	受付期間・・・・・・・・・・	2 ページ
	5	受付方法・・・・・・・・・・	2 ページ
	6	申請内容の公表・・・・・・・・・・	3 ページ
	7	申請業種・・・・・・・・・・	3 ページ
	8	登録業者の区分・・・・・・・・・・	3 ページ
	9	提出書類・・・・・・・・・・	3 ページ
	10	その他・留意事項・・・・・・・・・・	4 ページ
	11	登録後に変更が生じたとき・・・・・・・・・・	5 ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（測量・建設コンサルタント等）の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

1 令和7・8年度の主な変更点

(1) 酒田市上下水道部分について

有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

(2) メールアドレスについて

酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いします。(記入箇所：競争入札(見積)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)、営業所一覧表(測量コンサル等)、委任状)

(3) 印鑑証明書について

印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要となります。

2 申請できる方

酒田市が発注する（測量・建設コンサルタント等）に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

3 参加資格（登録）有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金）まで【当日消印有効】

※令和7年4月1日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

受付期間終了後の随時受付は、令和7年4月10日から開始しています。

5 受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません）

封筒に「競争入札（見積）参加申請（測量・建設コンサルタント等）」と記入の上、下記宛先までお送りください。

※この申請は上下水道部分も含まれます。ただし、有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

【宛先・問合せ先】

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
電 話 0234-26-5708（直通）
F A X 0234-26-5738

☆この申請のほかに「建設工事」又は「小修繕工事（100万円以下）」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送してください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、110円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

6 申請内容の公表

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

7 申請業種

測量、地質調査、土地家屋調査士、建築士、補償コンサルタント、司法書士、建設コンサルタント、不動産鑑定、計量証明、行政書士、下水処理施設運転管理、上水道漏水調査、作業環境測定など

8 登録業者の区分

(1) 市内業者・・・市内にある本社又は委任先が下記の①から⑦までの全ての条件を満たすもの。

- ① 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- ② 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- ③ 酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
- ④ 常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
- ⑤ 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- ⑥ 郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- ⑦ 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

(2) 県内業者・・・(1)以外で県内に本店、または、県内に委任先があるもの。

(3) 県外業者・・・(1)、(2)以外のもの。

9 提出書類

(0) チェックリスト

(1) 競争入札（見積）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

(2) 測量・コンサルタント業者総括表

(3) 有資格者延べ人数総括表

(4) 測量等実績調書（直前決算2期分）

(5) 技術者経歴書

(6) 営業所一覧表

(7) 営業登録の通知書・証明書の写し

(8) 財務諸表（直近1期分）

(9) 納税証明書 (原本又は写し)

書類名	説明
法人税 (法人) 申告所得税 (個人) 及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その3の3 個人：その3の2
市税の納税証明書 (市内業者のみ)	○法人 (市役所で発行) 最新の納税証明書 (確定申告期限が過ぎた年度のもの) ○個人 (市役所で発行) 令和5年度の納税証明書 令和7年4月10日からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします

(10) 印鑑証明書 (原本) (印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要です。)

- (11) 委任状 (本社から支店・営業所等に委任する方)
- (12) 使用印鑑届 (委任する方及び実印以外の印鑑を使用する方)
- (13) 身分を証する書類
 - ア 法人・・・登記事項証明書 (原本又は写し)
 - イ 個人・・・身分証明書 (原本又は写し)
- (14) 暴力団排除に関する誓約書
- (15) 資本関係・人的関係調書 (市内業者のみ)
- (16) 誓約書 (市内業者のみ ※添付書類あり)

以上の書類を番号順にA4-S判 (縦型) フラットファイルにつづり、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、1部提出してください (色指定なし。金具のないもの)。

(0) (1) (11) (12) (14) ~ (16) の酒田市様式は市のホームページに掲載しています。(2) ~ (6) については、国土交通省、公契連、山形県の様式でも可能です。

10 その他・留意事項

- (1) 酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします (記入箇所：競争入札 (見積) 参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)、営業所一覧表 (測量コンサル等)、委任状)
- (2) この登録申請は、酒田市上下水道部で建設工事等を発注する場合にも適用されます。ただし、有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。
- (3) 提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。
- (4) 各種証明書は、申請日から遡って3か月以内に発行したものを提出してください。
- (5) 申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。
URL <https://www.city.sakata.lg.jp/>
(「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』にあります)
- (6) 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- (7) 登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。
- (8) 申請された情報は、情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。

1.1 登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。